

1. 各種手続き

A. 新規入会

(1) 申請

入会申請者(以下「申請者」といいます。)は、会員資格の種類に応じ、下記の書類を添えて六本木ヒルズクラブ(所在:東京都港区六本木六丁目10-1六本木ヒルズ森タワー内、以下「本クラブ」といいます。)のメンバーシップ オフィスまでお申込みください。

- ・ 六本木ヒルズクラブ入会申込書
- ・ 申請者の本人確認書類(氏名、生年月日、現住所の確認できる公的書類)
- ・ 申請者の6ヶ月以内に撮影された顔写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・ 配偶者会員にお申込みの場合は個人会員または終身会員の配偶者であることを証明する戸籍謄本

(2) ご入会まで

・ 入会審査

本クラブにより、書類審査が行われ、入会の認否が決定されます。

・ 入会に関わるご入金

入会が承認された場合、入会金および入会預託金と当該年度年会費を六本木ヒルズクラブ提携カード会社による自動口座振替または、請求書によりお支払いください。請求書によるお支払いを選択される場合は、本クラブより入会金および入会預託金と当該年度年会費の請求書をご送付いたします。お支払いは、請求書が届いてから7日以内に、本クラブ指定の銀行口座にお振込みください。

・ 入会承認

本クラブによる入会承認後、入会に必要な一切のご入金クラブにて確認され、かつ入会に関わるパッケージ一式がお手元に届けられた時点で、本クラブは正式に入会手続きを完了されたものと認めます。以降は会員として本クラブの利用およびすべての特典を享受いただけます。

(3) ご注意

- ・ 申請者が審査過程において必要な手続きを行わなかった場合、または入会審査により入会が承認されなかった場合、または申請者の事情により正式に会員となるまでの間で申込みを撤回したい旨の意思表示を本クラブのメンバーシップオフィス宛に書面にて提出された場合は、申込書類一式ならびに入会に関わる一切の費用は、事務手続上発生した経費を除いて速やかに返還されます。
- ・ 審査の方法等は、公開しておりません。
- ・ 審査結果に関する申請者からのお問い合わせは一切お受けできませんのでご了承ください。

B. 会員資格の譲渡

(1) 申請

下記の書類を添えて本クラブメンバーシップオフィスまでお申込みください。

- ・ 譲渡申請書(譲渡人ならびに譲受人の署名捺印のこと)
- ・ 譲受人予定者の入会申込書
- ・ 譲受人予定者の本人確認書類(氏名、生年月日、現住所の確認できる公的書類)
- ・ 譲受人予定者の6ヶ月以内に撮影された顔写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・ 譲渡人の入会預託金預り書

(2) 手続き

- ・ 申込内容の確認と入会預託金預り書の受領書のご送付
本クラブにて書類を確認した上、入会預託金預り書の受領書を譲渡人宛てに送付いたします。
- ・ 譲受人予定者の入会審査
クラブでの審査過程は新規入会の手続きに準じます。
- ・ 譲渡人の会員カードの返却
譲受人の入会承認後、譲渡人の会員カードを本クラブにご返却ください。

・ 譲渡手数料のご入金

譲受人の入会承認後、本クラブより譲渡手数料の請求書が譲渡人もしくは譲受人宛てに送付されます。お支払いは請求書が届いてから7日以内に、本クラブ指定銀行口座にお振込みください。お振込みに際しての振込手数料は譲渡人または譲受人の負担といたします。

・ 承認と入金

譲渡手数料のご入金本クラブにて確認された時点で、本クラブは、譲受人宛てに、入会に関わるパッケージ一式を送付します。その時点で譲受人は会員としての権利を享受いただけます。

(3) ご注意

- ・ 譲受人予定者の入会が入会審査により承認されなかった場合は、その結果を譲渡人に通知いたします。その場合、譲渡人は新たな譲受人候補を本クラブに対し申請できません。
- ・ 譲渡手数料のご入金本クラブによって確認された時点で譲渡人の会員としての権利、金券類は失効します。

C. 退会

(1) 申請

退会を希望する日より少なくとも30日前までに、下記の書類をメンバーシップオフィスにご提出ください。

- ・ 退会申請書
- ・ 会員カード
- ・ 入会預託金預り書
- ・ 入会預託金返還請求書

(2) 手続き

- ・ 書類の確認と退会受理書のご送付
本クラブにて書類を確認した上、本クラブより退会受理書を郵送いたします。退会受理書の発効日をもって会員は退会したことになります。

・ 入会預託金の返還

入会預託金は、退会日から30日以内に、会員が入会預託金返

還請求書の中で指定した銀行口座に振込みにて返還されます。

(3) ご注意

- ・ 会員は入会預託金により本クラブに対する債務の相殺を行うことは一切認められません。債務が完済されていない場合には、本クラブは入会預託金返還債務と相殺することができません。
- ・ 会員が死亡した場合、本クラブがその事実を確認した時点で本クラブにて退会手続を進めさせていただきます。その場合、入会預託金は法的資格要件を満たす相続人または相続財産管理人が入会預託金返還請求書をご提出になることを条件に、本細則に従い返還されます。

D. 休 会

(1) 休会の事由

休会は、1年間を単位とし、原則最長5年間まで認められるものとします。また下記の事由がある場合に限るものとします。

- ・ 海外移住などにより、本人が本クラブの利用特典を一定期間享受できないと判断される場合。
- ・ 財務事情の変化により、一定期間会員としての活動を休止することを希望する場合。
- ・ 病気などにより、本クラブの利用が一定期間不可能または困難である場合。
- ・ その他本クラブが正当と認める事由がある場合。

(2) 申請

休会を希望する日より少なくとも30日前までに下記の書類をメンバーシップオフィスにご提出ください。

- ・ 休会申請書
- ・ 会員カード

(3) 手続き

- ・ 書類と債務の確認

本クラブにて書類を確認した上、その会員が本クラブに対する債務を完済しているかどうか確認いたします。

- ・ クラブでの審議

本クラブにより、休会の認否が決定されます。

- ・ 休会費のお支払い

休会が承認された場合、当該期間の年会費は免除されますが、休会費を支払うことを要します。休会費は、請求書が届いてから7日以内に、本クラブ指定銀行口座にお振込みください。お振込みに際しての振込手数料は会員の負担といたします。

(4) 休会中の復会

休会中の会員は、復会申請書を提出することによって復会申請をすることができます。その場合は本クラブが復会申請を受理した日から起算した当該年度の年会費を納めていただきます。

(5) ご注意

休会費は、すでに支払った当該年度の年会費とは相殺できませんのでご注意ください。

E. 会員カード、入会預託金預り書の紛失と再発行

(1) 申請

会員カードまたは入会預託金預り書を紛失された場合は、速やかにメンバーシップオフィスまでご連絡いただくとともに、下記の書類をご提出ください。

- ・ 会員カード / 入会預託金預り書 再発行依頼書

(2) 手続き

- ・ 書類の確認

本クラブにて書類を確認します。

- ・ 会員カードまたは入会預託金預り書の再発行
紛失した会員カードまたは入会預託金預り書を失効させ、新しいものを再発行します。

- ・ 再発行手数料のお支払い

本クラブにより、再発行手数料の請求書が送付されます。お支払いは請求書が届いてから7日以内に本クラブ指定銀行口座にお振込みください。お振込みに際しての振込手数料は会員の負担といたします。

(3) ご注意

- ・ 紛失に気がついたら、すぐに本クラブにご連絡ください。
- ・ 再発行後、紛失したものが見つかった場合は、旧会員カードまたは旧入会預託金預り書を本クラブにご返却ください。

2. 登録情報の変更

本クラブに登録されている住所、会社名、役職名、配偶者などの登録内容に、なんらかの変更があった場合は速やかに変更届をご提出ください。

3. クラブの利用料に関するお支払い

(1) 金額

会員またはゲストが本クラブ内でご利用になったご飲食代、個室等使用料、イベント等参加費、サービス料およびその他の付帯金。

(2) 支払い期日

現金、六本木ヒルズクラブ提携カードによる自動口座振替または請求書によりお支払いいただけます。六本木ヒルズクラブ提携カードによる自動口座振替でのお支払いの場合は、毎月15日締めにて、翌月初めに明細書を提携カード会社よりお手元にご送付いたします。翌月10日に口座振替日としてお支払いいただけます。請求書でのお支払いの場合は、毎月末日締めにて翌月10日までに本クラブより請求書をお手元にご送付いたしますので、届いてから15日以内にお支払いください。

(3) ご注意

- ・ 毎月の明細書または請求書は、ご入会の際にご登録いただいたご住所宛てに送付されます。会員ご本人様以外への請求書の発行はお断りしております。
- ・ お振込みに際しての振込手数料は会員の負担といたします。

4. 支払遅滞などによる催告と戒告、会員資格停止、除名処分

(1) 催告

・ 本クラブからのご請求書に対して、支払期限内にお支払いいただけなかった場合、また会員のクラブ会則違反に関して注意を喚起したい場合、本クラブより会員宛てに催告書が書面にて送付されます。

・ 催告書は会員が登録した住所宛てに送付されます。

(2) 戒告、会員資格停止

・ 催告を発してから10日以内に未払いが解消しない場合、またはクラブ会則に定める資格停止事由にあたる場合、本クラブは当該会員に対し、未払金が全額支払われるまで、戒告または本クラブが期限を定めることなく当該会員の会員資格を停止することができます。

・ 会員資格停止処分を解除する場合は、その旨を書面にて会員が登録した住所宛てに送付します。

(3) クラブからの除名

・ 支払いの遅滞による資格停止処分から10日以内に未払いが解消しない場合、またはクラブ会則に定める除名事由にあたる場合、本クラブはこの会員を除名することができます。

・ 会員を除名する場合は、その旨を書面にて会員が登録した住所宛てに書留郵便で送付します。

5. 細則

(1) 細則の内容の変更

本細則は、本クラブがいつでもその内容を改正できるものとします。

発効日 2003年 2月1日

改正日 2003年10月1日

改正日 2006年11月1日